

練馬区立早宮小学校 いじめ防止基本方針

練馬区立早宮小学校 校長

1 早宮小学校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されない、許さない。
 - いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織的に対応する。
- *全教職員がこの姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見守り指導していく。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 全教職員のいじめに対する「危機意識」「当事者意識」と指導力の向上を図る。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校内体制の整備、保護者や地域への啓発を行う。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、専門家や関係機関との連携を深める。

3 いじめ未然防止のための取組

- ・練馬区の「いじめ一掃プロジェクト」に基づき、いじめ防止標語を学級ごとに考える。
- ・代表委員会の児童による「いじめ防止集会」を実施し、いじめは許さないという意識の醸成を図る。
- ・外遊びDAYを心のふれあいDAYとして設定し、教職員が児童とのかかわりを積極的に行う日とする。

4 いじめを早期発見するための取組

- ・東京都の「ふれあい月間」(6月・11月・2月)を含む年間5回、校内で「生活アンケート」を実施し、いじめの実態を定期的に調査する。
- ・「いじめ防止チェックリスト」を用いて、定期的に児童に行動の振り返りをする機会を設ける。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員、学校生活支援員、エデュケーションアシスタントティーチャー、身近な教員に話ができる環境を整え、相談体制を充実させる。
- ・生活指導・特別支援教育部で児童の様子を掌握し、必要に応じて学校サポートチームを招集し対応する。
- ・月に1回、教職員のいじめ防止ショート研修を実施する。

5 いじめを発見した場合の対応

- (1) 対応の手順
 - ① 事実確認 (該当児童双方への聞き取り等)
 - ② いじめ対策委員会の実施
 - ③ 保護者への連絡・周知
 - ④ いじめの制止に向けた指導
 - ⑤ いじめを受けた児童、保護者への支援
 - ⑥ いじめを行った児童に対する指導およびその保護者への助言
- (2) 校内の体制
 - ・ふれあい月間終了後、いじめ対策委員会・不登校対策委員会を設置して情報を記録・共有する。構成員は、管理職と生活指導部。いじめに該当する案件を協議し、区に報告する。ケースによっては、学校サポートチームを招集し、対応にあたる。
 - ・スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員が児童、保護者の支援をする。
 - ・5学年の児童全員とスクールカウンセラーの面談を行う。
 - ・3学年の児童全員と心のふれあい相談員の面談を行う。
- (3) 関係機関との連携
 - ・教育委員会に報告をし、指導助言のもと対応する。
 - ・必要に応じて、関係機関と連携を図り対応する。

6 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 学校の生活場面での対応の仕方

- ① 登下校
 - ・保護者と相談し、一人にならないように配慮する。
- ② 登校したら
 - ・登校を確認したら、必要に応じて保護者に連絡を入れる。
 - ・担任または学校職員が昇降口まで行き、様子を見守る。
- ③ 授業中
 - ・担任と別の教職員が教室に入って、児童の様子を見守る。
- ④ 休み時間・教室移動・清掃時間
 - ・担任または学校職員が児童の様子を見守る。
 - ・教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
 - ・教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では、教職員が児童の様子を見守る。

(2) 家庭との連携

- ・定期的に学校での様子を家庭に報告する。登校できない場合は、毎日連絡する。

7 その他

- ・全校朝会の校長講話で、児童の学校生活の実態に応じて適宜、また、ふれあい月間に向けて、人との関わりやいじめ防止について取りあげる。
- ・人との関わりについて、道徳はもちろん、朝の会や帰りの会、特別活動の時間で、機会あるごとに取り挙げ、子供たちに考えさせるようにする。
- ・教育活動全般で、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・日頃の学校生活を振り返って、困ったことや悩んでいること、今の自分が抱えている課題、良かったこと、うれしかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学級の状況を把握する資料として、指導に生かす。

8 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針より 抜粋

1 練馬区の基本姿勢

- いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校(園)においても起こりうるとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

4 学校(園)の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② 組織の設置

(2) いじめの防止

- ① 学校の教育活動を通じた豊かな心の育成
- ② 児童生徒の主体的な活動の推進
- ③ 教職員の指導力の向上

(3) いじめの早期発見・早期対応

- ① 定期的ないじめの実態把握
- ② 教育相談の充実
- ③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

(4) いじめへの対応

- ① いじめられる側の児童生徒への支援
- ② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導
- ③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導
- ④ 学校組織全体でのいじめへの対処
- ⑤ 重大事態への対処
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応
- ⑦ 校(園)種間および関係機関との一層の連携

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ① 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ② 定期的ないじめに関する調査
- ③ 学校評価等を通じた教職員による評価及び改善
- ④ 児童生徒及び保護者等の評価・参画

*いじめ防止基本方針の内容に変更がある場合は、その都度お知らせします。